

## 四国厚生支局名義の使用の許可に関する取扱要領

行事、映画及び図書等に係る四国厚生支局名義の使用の許可については、この要領の定めるところによる。

### 1 用語の定義等

- (1) この要領において、「行事」には大会、博覧会、講演会、シンポジウム、フォーラム、コンクール、講習会、研修会、展示会、研究会、学会等を含むものとする。
- (2) この要領において、「映画、図書等」には、絵画、テレビ、ラジオ番組、スライド、芝居、彫刻、楽譜、作文、小説、論文等を含むものとする。

### 2 基準

四国厚生支局名義は、次のいずれかに該当するもの（厚生労働省名義の使用を許可されているもの又は許可される見込があるものを除く。）として支局長の許可を受けなければ、使用することができない。

#### (1) 後援

後援の対象は、次のいずれかに該当する行事のうち、その趣旨に賛同して積極的に援助する価値があるものとする。

ア 国の行政機関（各府省庁の施設等機関又は地方支分部局を含む。）、管内の県又は中核市が主催する行事

イ 独立行政法人又は特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の適用を受けるものをいう。）が主催する行事

ウ 次に掲げる法人が主催する行事

(ア) 厚生労働省が所管する認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(イ) 厚生労働省の所管に係る特例民法法人

(ウ) 内閣総理大臣が認定した公益社団法人又は公益財団法人

(エ) 厚生労働大臣が認可した社会福祉法人又は医療法人

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、厚生労働省が所管する法律に関係した全国的な組織又はそれに準ずる組織を持つ公共的性格を有する法人

エ 管内の市町村（中核市を除く。以下同じ。）が主催する行事であって、先駆的かつモデル的なもの

オ 報道機関その他の民間団体が主催する行事であって、管内の県を含む 2 以上の県の区域にわたって行われるもの

#### (2) 協賛

協賛の対象は、(1) のアからウまでに掲げる行事のうち、その趣旨に賛同する価値があるもの（後援の対象となるものを除く。）とする。

#### (3) 企画

企画の対象は、四国厚生支局が企画、編集、制作等に直接に関与して作成された映画、図書等のうち、次のいずれにも該当するものとする。

ア 厚生労働行政の推進に著しく寄与すると認められること。

イ 広く国民一般を対象とすること。

ウ 営利を主たる目的としないこと。

エ 特定の会社、商品等の宣伝が顕著でないこと。

(4) 監修

監修の対象は、四国厚生支局が企画、編集、制作等に対する指導及び監督を行って作成された映画、図書等のうち、(3)のアからエまでのいずれにも該当するもの(企画の対象となるものを除く。)とする。

(5) 推薦

推薦の対象は、映画、図書等のうち、(3)のアからエまでのいずれにも該当するもの(企画の対象となるものを除く。)とする。

3 申請手続

行事を主催する者又は映画、図書等を作成する者(以下「主催者等」という。)は、四国厚生支局名義の使用を開始する期日の遅くとも1月前までに、次に掲げる書類を四国厚生支局の主管課に提出しなければならない。四国厚生支局名義の使用の許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

なお、複数の者が共同で行事を開催する場合又は映画、図書等を作成する場合において、その代表者が(1)イ(ア)及び(イ)の書類を提出した場合には、その他の主催者はこれを省略できることとし、(1)アの書類については連名で提出させることとする。

(1) 行事

ア 申請書(様式1)

イ 添付書類

(ア) 事業計画書(様式4)

(イ) 収支予算書(様式5)

(ウ) 主催者等が市町村であるときは、当該市町村が所在する県の推薦文

(エ) 主催者等が民間団体であるときは、定款又は寄付行為及び役員名簿

(オ) その他参考となる資料

(2) 映画、図書等

ア 申請書(様式2又は様式3)

イ 添付書類

(ア) 映画、図書等の見本

(イ) 収支予算書(様式5)

(ウ) 主催者等が市町村であるときは、当該市町村が所在する県の推薦文

(エ) 主催者等が民間団体であるときは、定款又は寄付行為及び役員名簿

(オ) その他参考となる資料

4 許可手続

(1) 四国厚生支局の主管課は、必要な審査を行った上で、企画調整課に合議し、四国厚生支局長の決裁を受けるものとする。

(2) 四国厚生支局の主管課は、(1)の決裁を受けたときに、許可書(様式6)を主催者等に交付するものとする。

なお、申請書(様式1～3)が連名で提出された場合は申請者の筆頭の者に対して許可書を交付するものとする。

5 指導及び監督

(1) 主催者等は、事業報告書及び収支決算書を四国厚生支局主管課に提出しなければならない。

(2) 四国厚生支局の主管課は、主催者等の行為が四国厚生支局名義の使用の許可の趣旨に反すると認めるときは、主催者等に対し、その是正を勧告することができる。

(3) 四国厚生支局の主管課は、主催者等が(2)の勧告に従わないときは、四国厚生支局

名義の使用の許可を取り消すことができる。

6 補則

この要領の運用に関し必要な事項は、四国厚生支局長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月7日から施行する。